

社会福祉法人幸真会指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸真会が開設する指定居宅介護支援事業所「たんぼぼ」(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者が要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

二 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。

三 当事業所は、市町、老人福祉法第20条の7の2に規定する他の指定居宅支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人 幸真会 居宅介護支援事業所 たんぼぼ
- 二 所在地 足利市通5丁目3435番地3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤、兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 介護支援専門員 5人(常勤4人、常勤・兼務1人)

介護支援専門員は利用者からの相談を受け、居宅サービスの作成・変更を行う。かつ、居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び土日・祝祭日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(サービス提供方法及び内容)

第6条 サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所は当事業所の指定居宅サービスセンター室とする。

- 二 使用する課題分析票の種類は全社協在宅版方式とする。
- 三 利用者への訪問頻度は最低1ヶ月に1回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行う。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 通常実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロ未満 100円
- 二 通常実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロ以上 150円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、足利市、佐野市（旧佐野市、旧田沼町の地域）、太田市（旧太田市の地域）の区域とする。

(個人情報の保護)

第9条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人幸真会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。